

岩国徴古館蔵『八幡宮愚童訓』について

弓削 繁

一 はじめに

『八幡愚童訓』と呼ばれる書物には、群書類従第一輯に収められているものと、続群書類従第二輯上に収められているものとの二種類があり、日本思想大系20『寺社縁起』には前者と同類の菊大路本（東京大学史料編纂所影写本）が「八幡愚童訓 甲」とし、また後者と同類の天理図書館蔵本が「八幡愚童訓 乙」として収録されている。

甲類本は、冒頭に諸国の分立と帝王の出現から「十一箇度」にわたる異国襲来の歴史に及ぶ序文と思しき文章が冠されており、^①一編の主眼は蒙古の襲来とその折に発現した八幡神の鎮護国家の功績を語ることにあるものと理解される。^②一方、乙類本は「夫人界に來ことは六趣の中にすぐれ、神国に生ずる事は四州の間にこえたり」という一文から説き起こして、「愚童におしへて信心をもよおさんといふならくのみ」と結ぶ序文のとおり、神国の人界に生を受けた愚童に対して八幡宮の縁起と靈験を様々な側面から説示するものとなっている。恐らく両書とも、蒙古襲来の騒動が落着いた十三世紀末葉に、これを好機と捉えた八幡宮が朝野にその効験を喧伝せんとして成ったものと思われる。

両書の関係については、

これらの両書（群書類従本と続群書類従本）は、①一冊に綴った伝本の存すること、②後者には「垂跡（御）事」「名号（御）事」「遷座（御）事」以下の目次が付されているが、前者の小題の「降伏事」と関係ありげであること、③いずれもその述作の年代を等しうし、作者も

また同じ石清水八幡宮の関係者であろうこと、などによつて、元來はいわゆる不分巻であったものを、大巻であるところから、分冊したために、ついに別本のようになつてしまつたものではあるまいかと思われる。とすれば、類従本は、「降伏事」なる小題よりして、続類従本の後を承けたもので（あろう）

という西田長男氏の所説があるが、^③これには新城敏男氏の異論がある。^④氏は甲類「降伏事」は分量的にも構成的にも乙類の十四篇と同質でないこと、甲類「降伏事」には乙類のものとは別に、「劫初から劫末へ」という時間的展開の中で、平和↓鬪争↓外寇という降伏事の内容に即し「た序文が付されていること、甲類「降伏事」にも乙類と重なる「八幡に関する重要な部面」が語られていることなどを指摘した上で、乙類は護国神的側面の記述が簡略であるが、これは先行する甲類を意識したもので、「まず甲類が最初に手がけられ、のちに乙類が撰述されたのではないかと主張されている。

このように両書の関係は未だ定見を得ないのであるが、ここに採り上げる岩国徴古館本（以下、岩国本という）は形態的にも本文的にも頗る特異であり、諸本の生成・展開の実態を捕捉する上で注意すべきテキストではないかと思われる。

二 岩国徴古館本の形態

岩国本の存在は『岩国徴古館資料目録』（平成八年三月、岩国徴古館

刊)によって知ることが出来るが、何故かこれまで先学の目に止まるこ
とがなかったようであるので、まず書誌の概略から記す。

- ① 架蔵番号、V五六、三三〇―一―三。
- ② 白色無地表紙。紙繕り綴。
- ③ 寸法、縦二五・七糎、横一八・一糎。
- ④ 用紙、楮紙。装丁、袋綴。
- ⑤ 墨付、上冊四四丁、中冊四五丁、下冊四六丁。遊紙、なし。
- ⑥ 漢字片仮名交り書写。一面、一〇行。
- ⑦ 外題、左に打付け書きで「八幡宮愚童訓 上(中・下)」と記す。
- ⑧ 内題、「八幡愚童訓卷一」「愚童訓卷二」「愚童訓卷三」。
- ⑨ 目録、上冊序の後に「一、垂跡事 二、名号事…」、上冊中程に「一、
慈愍事 二、受戒事…」とあり、中冊巻頭に「一、仏法事 二、降
伏事 三、蒙古与日本合戦事」とある。下冊、なし。
- ⑩ 書入れ、なし。但し、上冊六丁表、同一九丁表、下冊三五丁裏に貼
紙による補入がある。
- ⑪ 奥書、下冊奥に「奉納／白崎八幡大菩薩御宝前 先願／天下太平国
君安穩仏法紹隆万民和楽／専祈弘節興廉家世無窮子孫繁栄／一門繁
茂敵魔退散心中所願一々円成者／文亀二壬戌年季春吉日 釈周陽敬
白」とある。なお、各冊はじめに「防州巖国八幡御座前」と記す。
- ⑫ 書写年次は、明治以降と思われる。
- ⑬ 蔵書印等、なし。

奥書によれば、本書はもともと文亀二年(二五〇二)三月に周陽なる
僧が「白崎八幡大菩薩御宝前」に奉納したものであるが、同社は兵火で
焼失した社殿を文亀三年に再建している⁵⁾ので、本書の奉納はそれを機縁
とするものであったと推定される。因みに、白崎八幡宮は今も岩国市今
津町に鎮座するが、宮司夫人によれば古い資料や文献は殆ど何も伝存し
ないということである。

さて、このテキストの最大の特徴は、乙類系の本文の後に甲類系の本
文を続け書きにしていることで、しかも分冊と巻割り及び項目の立て方

からみて、明らかに全編が一書の形態をなしていることである。すなわ
ち、

- 上冊 八幡愚童訓卷一
- 一、垂跡事
 - 二、名号事
 - 三、石清水遷座事
 - 四、本地事
 - 五、王位事
 - 六、放生会事
- ―― (上冊二〇丁裏)

- 一、慈愍事
 - 二、受戒事
 - 三、正直事
 - 四、不浄事
 - 五、宮人事
 - 六、後世事
- 中冊 愚童訓卷二
- 一、仏法事
 - 二、降伏事
 - 三、蒙古与日本合戦事
- 下冊 愚童訓卷三

(三、蒙古与日本合戦事)の文永の役の途中から記述する。⁶⁾

となっており、この形態は他に類をみない。上冊(巻一)のほぼ中間に
「一、慈愍事」以下の目録があることからすれば、元はここで分冊されて
いたものであろうか。また中冊末葉にはいくつかの欠字がみられるが、
このことは親本もここで分冊されていたことを推測させ、今の形は親本
段階の形をそのまま継承するものと考えられる。とすれば、巻の立て方
といい、「一、仏法事」「二、降伏事」「三、蒙古与日本合戦事」という
項目の記し方といい、両類を合わせて一書とするテキストはかなり早い

段階(旧奥書には文龜二年の年号が記されている)から存在していたこととなる。

なお、『愚童訓』の諸本研究は先の新城氏・西田氏の他に、阿部隆一・是澤恭三・小野尚志の各氏等によって推し進められてきたが、このうち小野氏の研究は甲類系をA類・J類、その他の十一類に分類し、乙類系をA類・E類、その他の六類に分類して最も体系的であるので、小稿では主としてこれに準拠することにする。ただ、氏の分類は「本文間の距離がA類から次第に遠ざかるというようにはなっていない」ようであり、諸本の展開を跡づけるには必ずしも有効とは言えない。

三 乙類系との関係

岩国本で乙類系に属する部分は中冊の十一丁裏「二、降伏事」の前までであり、後は甲類の本文になる。そこで、まず前半の乙類部分から見ていくことにする。

小野氏によれば、「乙類系の諸本は、甲類系とは比較にならぬ程、本文の異同が少な」く、「多くは、ある記載が有るか無いか、篇の順序がどうなっている、といった、比較的明確な基準を以って分類することが可能である」という。すなわち、その基準の第一は、A類の統群書類従本に見える「巡拝記云」・「因位縁起云」の記事(前者が五例、後者が一例ある)の有無であるが、岩国本にはこれらの記事はなく、従って、他のB類・E類と同じく、A類には属さないことになる。

第二は篇の順序であるが、氏の整理によれば、A類の統群書類従本では、①垂跡御事、②名号御事、③遷座御事、④御体御事、⑤本地御事、⑥王位御事、⑦氏人事、⑧慈悲御事、⑨放生御事、⑩受戒御事、⑪正直事、⑫不浄事、⑬弘法事、⑭後世事の順になっており、B類の庭田本では①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭の順で、⑩⑬を欠き、C類の慶大乙本では①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿の順で、D類の荒木田本・天理乙本では①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿(以下、欠巻)

の順になっているが、岩国本は如上、①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿という配列を採っていて、これは全く他に類をみない。④の御体事を欠く点からも、③の「石清水遷座事」、⑩の「出家受戒事」、⑦の「宮人事」という篇目の記し方からも、A類は勿論、他本に比して岩国本の独自性が際立っている。

そこで、改めて比較の対象をA類の統群書類従本(以下、統群書本という)とD類の日本思想大系本(天理乙本。以下、大系本という。このテキストは王位事の末尾に、後嵯峨院が八幡宮を崇拝する余り、宮清法印に寵愛する女房を賜ったとする独自の記事が存するが、岩国本にも勿論この記事はない)に絞って仔細に検討してみると、同じ項目内でも、統群書本と大系本とが比較的近いのに対して、岩国本はこれらから相当に隔たっている。例えば「弘法事」の記事配列(叙述展開)についてみると、大系本と統群書本は、

- 1 大菩薩、弘法を愛護す。
- 2 諸宗、大菩薩を鎮守として祭る。
- 3 大菩薩、天台宗を守護。宇佐八幡、伝教大師に袈裟等を与える。
- 4 大菩薩、檀那印僧都覚運に影向す。
- 5 大菩薩、人の夢に現じ、法華経を読む光日を嘉納す。
- 6 大菩薩、法相宗を守護。春日権現、毎日社参す。
- 7 弘法大師帰朝後、東寺に八幡を祝う。
- 8 三輪上人慶円、大菩薩から秘印明を授かり、これを室生の善女竜王に伝える。
- 9 大菩薩、由良上人に禅法の深義を託宣す。(統群書本に詳しい問答あり。)
- 10 大菩薩、三論宗の空義を尊ぶ。開成皇子、夢で大般若書写のための金と水を賜る。
- 11 諏訪南宮の由来。
- 12 東大寺の能恵、大般若供養の大願により冥途から蘇生す。
- 13 備後国住人覚円、大般若供養の大願により蘇生す。

- 14 藤原の氏女、大菩薩に守られ大般若供養を遂ぐ。
 - 15 権別当兼清の末孫、元命流に替わり利生を蒙る。
 - 16 筥崎宮に参籠の聖、夢に数珠を賜る。
 - 17 大菩薩、華嚴宗を擁護。聖武天皇、奥州より大仏造立の金を入手す。
 - 18 大菩薩、伝法のため阿闍梨源海の渡唐を留める。
 - 19 高良社の不断仁王経の起り。
 - 20 伊勢大神、大梵天王を説得し、内に仏法を守る事。
- という順序になっており、記述も続群書本が9の前に座禅に関する大菩薩と「由良ノ心地上人」との問答記事を付加する以外、両書間に大きな相違は見られない。これに対して岩国本は、
- 1・17・10・12・13・15・3・4・5・6・8・9・2・18・19
 の順で、大きく記事配列が異なっている。他本が「御体事」の中で説く有・空・中の法を、「又一大聖教、法門区々ナレドモ、有空中ノ義理ニスギズ」として18と19との間で説明するのも岩国本の特徴であり、これは「御体事」を立てないことも関係する。
- また、ここでは7・11・14・16・20の記事が欠けているが、全体に多くの例話や説話を欠くのが岩国本の特徴の一つであり、その主なものとしては、(以下、追証の便を考慮し、大系本と続群書本の該当頁を付記しておく。)
- ・ 御許山の三つの石鉢に影を映すこと。(垂跡事。大系本二二二頁、続群書本五二二頁上)
 - ・ 八幡大菩薩の御名に人・法・喩の三つあること(名号事。同二二三頁、五三頁下)
 - ・ ある貴人、八幡の示現により散乱念仏への疑いを晴らすこと。(名号事。同二一五頁、五五頁上)
 - ・ 釈迦と弥陀は同体にして三所の本地たること。(本地事。同二二七頁、六七頁上)
 - ・ 興正菩薩叡尊の大法会に、上皇、師を尊ぶこと。(受戒事。同二四〇頁、八五頁下)

- ・ 鳥羽の男、仮に橘を譲り受けて富貴になること。(不浄事。同二四五頁、九二頁上)
 - ・ 淀の問丸、神恩により富裕になること。(不浄事。同二四五頁、九二頁下)
 - ・ 無縁の修行者、「ながき世の」の示現歌を蒙ること。(後世事。同二五七頁、一〇四頁上)
 - ・ ある巫女の白髪、祈請により黒髪に戻る事。(氏人事。同二六四頁、七二頁上)
 - ・ 成清検校、内匠頭実康の夢想と典薬頭重基の奏により子孫まで繁昌すること。(氏人事。同二六六頁、七三頁下)
 - ・ 山本冠者、大菩薩の示現により流罪を免除せられること。(慈愍御事。同二七一頁、七七頁上)
 - ・ 漆嶋の武宮、旅先の大菩薩を焼木で打ち追い出すこと。(慈愍御事。同二七二頁、八〇頁上)
- などが挙げられる。そして、この特徴は岩国本の略述性とも無関係ではないであろう。両本(諸本)と共通する記事のうち、例えば12の東大寺僧能恵の蘇生譚をみると、大系本・続群書本には、
- 恩愛妻子を振捨て、あらかなき鬼に伴て、眇々たる曠野を行に、知人更に逢事なし。時々みゆる物は火焰おびたし。折々聞ゆる声は涕泣也。冥々として前後を知らず、遠々として涯際をきわめがたし。心細さ限なし。千々にくだくるかなしさの何廻ともおぼへぬに、程なく炎魔宮にぞ至りける。(大系本二五〇頁)
- という閻魔宮への道行きがあり、
- 此事(大菩薩の使者が付き添っていること)を聞いて能恵が心の内、歡喜いくそばくぞや。般若供養の大願を大菩薩御納受有て、冥途よりめし返されて古郷に帰、二度妻子にあはん事のみならず。焰魔王のありさま、娑婆に伝へ聞しに相かはらねば、地獄の苦もさこそあるらめ、大菩薩の御使なくば、頓而こそ業にひかれてさるべきに、今は悪趣にはよもゆかじと、嬉しき云計なし。(大系本二五一頁)

と能恵の心中が語られるなど、説話としての膨らみがみられるが、岩国本はこれらを欠いて頗る簡素である。同様に、「後世事」に見える本妻と後妻（養女）の発心譚をみると、ここでも大系本・統群書本が両人の内面に立ち入って発心に至る状況を仔細に語る（大系本で二頁半に及ぶ）のに比して、岩国本は、

或女、ウワナリヲ妬テ八幡ニ参リ申ケルニ、御殿ヨリ武内トメシテ曰、此女余ニ申ニ計エト仰有ケレバ、女ノ申如ニ計エバ、女ノ罪深シ。中柱ヲ立ヨト宣玉フニ、白髪ノ俗參テ、北エ向テ鎬矢ヲ放玉フト見テ、打驚テ胸騒シテ、東ノ門エ出ケレバ、京ヨリ使来テ、今夜殿ノ後ニ三日ノ瘡出来タリ。急ニ下向シ玉ヘト申ケレバ、婦見ケルニ、夫ノ云、我命已ニ三日ニツヅマレリトテ、時ニ念仏申、正念ニ住シ臨終ス。彼女思様、我嫉妬ノ余ニ祈申ニ、我ヲバ失玉ハズシテ、夫ヲ罰シ玉フ。今ハ誰ガ故ニカ妬心モアルベキ。後悔シテ緑ノ髪ヲロシ、濃ナル墨染ニ身ヲヤツシ、夫ノ跡ヲ弔ヒケリ。末ノ妻、是ヲ聞テ、誰故ニ夫婦共ニ加様ニ成給ゾトテ、此女モ尼ニナリ、同心ニ同所シテ念仏申、自他法界、平等利益ト回向ス。昨日マデハ嫉妬ノ妄執ニ縛セラレ、毒蛇ノ愼恚ニ身ヲコガシ、互ニ相諍シニ、大菩薩ノ御方便ニ、願求浄土ノ友トナリ、一味和合ノ永楽ヲ与エ玉フコソ有ガタケレ。

と筋書的な叙述に徹している。そして、このような性向は例証説話にとどまらず、縁起としての骨格部分にも及んでいる。例えば、「正直事」の冒頭部に掲げられた正直の説明をみると、大系本・統群書本が、

右大菩薩、すでに八正道より権迹を垂給へば、群類の詭曲を除かむと思食故に、御託宣に、「神吾正道を崇行はんと思ふは、国家安寧の故也」とある。誠に非法を旨とし正道を捨る時は、其国必滅亡する事なれば、邪をすて正に帰せよとなり。生死の稠林には直木は出安、曲木は出来なし。現当のために正直を専にすべき者なり。（大系本二三五頁）

と説くところを、わずかに、

右大菩薩ハ除邪顕正ヲ勸メ玉フ。と記すのみである。

なお、両本は随所に説示の根拠として託宣や仏典・漢籍などを引用しているが、岩国本がその多くを欠くことにも注意しておきたい。

もつとも、岩国本にも、
又一歳セ商人渡唐スル処ニ、蒙古將軍此船ヲ留ムベキ由ヲ申ケレバ、唐人共昔ヨリ商人船ヲ留ル事其例無ト申ケレバ、蒙古怒テ赤面シテ有シガ、其色タ、ナワラズシテ、立処ニ死ニケリ。不思議ナリトテト筮スルニ、他国ノ神ノ祟ヲ成玉フ故ヘナリト申ケレバ、是ニ驚テ急ギ船ヲバ帰シケリ。船人共偏ニ大菩薩ヲ念ジタテマツリシ故ナリ。（慈愍事）
という独自記事などがないわけではなく、また次の例のように独自の表現を採るところなどもある。

常・楽・我・浄の四倒に迷を衆生と云、四徳波羅蜜を菩薩とす。所住のさかひによりて苦楽あるにあらず。迷悟の心に任て勝劣ことなる事あり。何ぞ幽閑独住をこのむを以て足とせん。たとひ社頭にありとも心を佛法によせてみれば、神事秘密甚深の教文に相同じ。（後世事。大系本二五八頁）

これは他本の記述であるが、同じ箇所を岩国本は、
大日経ニ、因縁ノ生滅ハ即是法界ノ生業ナリ。法界不生滅ハ即是因縁ノ不生業ナリ。本ニ帰スレバ即是蜜敵国土ナルベシ。大菩薩ノ御宝前ニテ念誦読経スベシ。其外別ニ勝地ヲ求ムベカラズ。神事殊ニ皆秘密ノ経文ヨリ出タリ。
と説いている。

以上を要するに、岩国本の特徴は、叙述展開が独特で、多くの説話を欠き、文飾の少ない簡素なスタイルを採るところにあり、その点、それほど大きな本文異同を示さないといわれる乙類諸本の中にあつて極めて特異なテキストということになる。

四 甲類系との関係

次いで、中冊「二、降伏事」以下の甲類系統の本文の検討に移る。

小野氏は甲類諸本をA、J類、その他の十一類に分類されているが、氏によればA類は、冒頭部分の表現の相違と、後一条院の御宇、異賊の襲来を大菩薩が通力で阻止した話の、順序と記事内容の異同とにおいて、他のB、J類と決定的に相違するという。そこで、まずこの二点について岩国本を徴してみると、冒頭部分は、

釈迦譜ニ、三千世界ノ中央、一四天下ノ南辺、劫初ノ人ハ化生ニシテ寿命長コト無量ナリ。光明飛行ノ徳アリキ。自然ニ衣食ノ資ケアリ。貴賤上下ノ位ナリ。合戦鬪諍ノ愁ナシ。漸ク果報衰テ、地肥林藪、粳米ノ味モ失セ、農業ヲ作、東作西収シテ相論ノ煩起レリ。然レバ、慈悲深ク智慧利キ、大三摩多ヲ王トシテ、彼勅撰ニ随ヒ、土毛六分一ヲ以テ官庫ニ入ベシト定メラル。金銀銅鉄ノ輪王連ヒテ出世シテ、東西南北ノ億兆遍ク風ニ靡ク。：

とあってA類のものと一致し、後者も詳細は省略するがA類の本文と近似する。従って、岩国本は一応A類に属するものとみることが出来る。

そこで、この推測に従って岩国本の後半部全体を調査してみると、確かにA類の本文と一致する箇所がかなり広汎に指摘される。以下、A類を群書類従本（以下、群書本という）で代表させ、他類からF類の日本思想大系本（石清水八幡宮蔵、菊大路本。以下、大系本という）を採り上げて対照させてみると、群書本と大系本とが相違する箇所、大系本にあって群書本・岩国本が欠く記事として、

- ・ 天の岩戸籠りと神楽の濫觴についての記述。（大系本一七三頁上）
- ・ 「行ッ、来ッ、見レ共」という、宇佐八幡の和氣清麻呂への託宣歌。（同一七九頁下）
- ・ 文永十一年十月六日の対馬地頭宗右馬允の蒙古軍との奮戦記事。（同一八三頁下）
- ・ 同十四日の壱岐島守護代平内左衛門尉の蒙古軍との奮戦記事。（同一

八三頁下）

などを挙げる事が出来るし、反対に群書本・岩国本に共通しながら、大系本が欠く記事として、

- ・ 水木城落ちを揶揄する「臆病を」「大伴は」「直垂に」という三首の落首。（群書本四〇九頁上）
 - ・ 承久の乱に関する後鳥羽院批判の記述。（同四二六頁下、四二七頁下）
 - ・ 荣舜法眼親子、朝敵と同意し斬首されること。（同四三一頁下）
- などを挙げる事が出来る。その点、岩国本は基本的にはやはりA類の流れを汲むものと見なすことが出来る。
- 然るに、岩国本が全面的にA類本と重なるかという点、そういうわけでもない。相違点の一つは、徹底して文飾の類や中国種の記述に関心を示さない点である。

- ・ 今年ノ二月何ナレバ、生滅無常ノ風ハ十善花ニ荒ク、会者定離ノ霞ハ、九重ノ月ヲホフラン。独フセヤノ曲ナレバ、短春夜ナレドモ、明兼タル寢覚哉。無レ主宿ノ習ニハ、永日影ニ向居テ暮煩詠也。片敷袖ノ下紐、トカデ幾日成ヌラン。合ミル夜ノ夢ダニモ、マドロマレネバエコソミネ。泪ヲツ、ム衣無キ隙朽ヌラン。八声鳥驚、未眠事尽セズ、衣成暁ノ露置シヲ慕カネ、篠目恨シカリシ空ナレド、暮ナバトコソ憑。其面影在明月望バ、帰サノ物トヤ人ハ詠ムラン。マタ夜ヤ寒キ、君ヤコヌ、待宵、今別ノ道ナレバ、御幸跡絶ハテヌ。待シ今ハノ身ナレドモ、思馴シニ夕暮風驚騒ガレテ、千々ニ摧レ心哉。憂コト大苦サニ打添御産氣、トテモ角テモ安カラズ。敵争力不レ打。（神功皇后の豊姫への述懐。群書本三九一頁上）

- ・ 翅ヲ以焼林ヲバ可レ消、蠹ニ酌テ海潮ハ尽ストモ、今ノ合戦難レ及。撫レ龍鬚踏レ虎尾一有レ恐。天下大者莫レ勝ニ於秋毫一以ニ泰山之故一為レ小云ガゴトクニ、出ニ此志有様、一人当千ノ男子、死生不知ノ武者ナレバ、其鋒崎森然タリ。是ヨリ又可レ勝者又有不レ覚。秋毫如レ欲ニ大交ニ異賊一、敵軍其数多ケレバ、比ニ泰山秋毫一小ナントス。無レ類似タリケル。（神功皇后が異国に攻め寄せる場面。同三九四頁

下)

・又齊孫子ト云フ將軍、吳王闔廬ニ書シテ、十三篇兵法ヲ奉ニ吳王ニ。吳王ノ曰、女人成ニ武者ニ乎。孫子言、可レ成。宮中婦人百八十人アリ。教レ之被ニ召寄。孫子此百八十人ヲニ三分テ、兩人后ヲ大將トス。持ニ兵杖ヲ可ニ合戦ニ云。大咲不レ戦。其時吳王最愛后ノ頸ヲウツ。汝等軍セズハ皆加様可レ切云ケルニ、恐テ戦ケル程ニ、達ニ武芸ニ申トモ不レ到ニ軍陣。本朝神功皇后御身纏ニ甲冑ニ立ニ箭崎。分ニ万里海路ニ從ニ三大國ニ玉フ事、権化御所行ナレバ様ナカリシ事共也。此外后宮ヘヤサシキ事ヲ尋レバ、浜沙不レ知レ数。思ニ契深事ニ千尋底際ナシ。(神功皇后、女人として弓箭を取ることを。群書本二九六頁下) これらの例はA類に固有のものであるが、岩国本はこれらの記述を有しない。仮にA類に文芸的な関心に基づく加筆が認められるとするならば、岩国本は大系本等とともにA類を溯る古態を伝えるものということになるが、いかがであろうか。

岩国本の独自性はまた、群書本・大系本等に共通する部分にも及んでいる。

- ・焼亡ノ灰ハ浦風ニ被レテ吹挙ニ天ニ散リ、目モ不レ被レ明。「乱世之民ハ如下シ陥ニイルガ 泥土 陥中 火炭ニ」トハ、是ヲ謂ヘルナルベシ。落ニシ事ハ昨日ゾカシ、夜ノ間ニモ角替終ヌル栖哉。仙家ニ入シ山人ハ、半日ヲ経テ出シニ、旧里ハ廢改ル。博多ヲ逃シ落人ハ、一夜ヲ過テ帰リシニ、本宅更替果。(文永の役の蒙古退散後の様子。大系本一八七頁上、群書本四〇九頁下)
- ・「孤如何ニセン。蒙古不ニ乱入ニトモ此飢渴ニハ可レ死。縦命ハ尽ヌ共、静ニシテ終ラバヤ。懸ル周章ノ折ニ逢ヒ、散乱鹿動ニテ失ナン事ノ悲サヨ。九品往生ノ望ヲ不レ遂、五道輪廻ノ苦ニ逢シ事ヲ如何セン。我身独ハ次ノ事、少者ノ忽無レ病シテ絶入ラン事コソ無慙ナレ。此乱今生後生ノ障也。「挙テ頭ヲ祈レバ 天ニ、天ノ色只蒼々タリ」ト歎カレシ孔子ノ詞モ理也。(弘安四年の蒙古襲来後の動向。大系本一九〇頁下、群書本四一五頁上)

・争ニ榮華於旦夕ニ、競フ勢利於市朝ニ。以ニ其ノ諂諛之姿ヲ、惡ニ忠賢之在ニコトヲ已ガ上ニ。懷テ其奸邪之志ヲ、怨ニ富貴之不コトヲ我ガ先ニ。讒佞ハ国ノ暴賊ナリ。「有ニトキハ遠キ慮リ無ニ近憂ニ」トアル先賢ノ筆ノ海詞ノ林、掌ヲ差シ眼ニゾ遮リシカ。先事之不ハ忘、後事之師也。叡智聡明ノ君トシテ無レ隱トハ申セドモ、非レ難レ知コトノ行コトノ難也。非レ難レ行コトノ修コトノ難也。(承久の乱に関する讒佞批判。大系本二〇〇頁上、群書本四二九頁上)

つまり、前半部同様、極力文飾を排して叙事に徹しようというのが岩国本のスタイルであり、この姿勢はA類を含む他本に見える多くの例証說話や典拠資料などを引かないこととも関連する。次に、他本にあって岩国本にない主な記事を列挙する(参考までに、大系本の頁を示す)。

- ・羅睺羅の出生譚。(二七七頁下)
- ・神功皇后、崩御後、種々の形で示現すること。(二七九頁上)
- ・鼠の御劍袋食損に関する御殿司執行俊源の注進状。(一八二頁上)
- ・宮崎の地の有様及び「宮崎ノ」の神詠。(一八八頁上)
- ・大宰大式有国、「大海ノ」の託宣により宮崎宮の四面の廊を造進すること。(一八八頁下)
- ・承平七年十二月十七日の鳩に関する託宣。(一九六頁上)

このように見て来ると、前節で指摘した乙類部分の特徴は甲類部分にも及んでいることが知られるわけで、前後の本文にこのような同質性、一貫性が認められるということは、ある時点で全編が一体のものとして編纂されたことを意味している。

五 まとめ

そこで、次に問題になるのはその生成・編纂過程である。つまり、岩国本の特異な様態を古態と見るか、後の略述志向の所産と見るかであるが、その評価のためには岩国本自体の詳細な本文批判はいうまでもなく、多くの諸本の広汎な検討が必要になってきて、不本意ながら今ここで確

かなことを述べる用意はない。

ただ、上述のとおり岩国本は前半の乙類部分にA類（統群書本）の「巡拝記云」「因位縁起云」の記事や「由良上人の問答」を載せず、D類（大系本）の「後嵯峨院の宮清法印への女房下賜」の増補加筆記事を欠くなど、相対的に古い姿を伝えていることは確かであり、後半の甲類部分も基本的にA類系の流れを汲みながら、A類に固有の記述を欠くなど、A類よりもむしろ古い姿を留めるかと思しき点があるのが注意される。

然るに、岩国本の略述的な本文をそのまま古態とみるのはいささか早計であって、恐らくその多くは岩国本の志向の所産と考えるべきものである。例えば、乙類の「氏人事（宮人事）」の冒頭部をみると、他の諸本が、

右平等ノ大悲ハ一味ナリト云共、結縁ノ厚薄ニヨリテ神恩ニアヅカル者ナレバ、御託宣ニ、人ノ国ヨリ吾ガ国、他人ヨリ吾人、神ノ木ト成事ハ斧ニキラレザランガタメ、神ノ萱ト成事ハ鎌ニ刈レザランガ為也。左手ノ物ヲ以テ右ノ手ニ不移、右ノ手ノ物ヲ以テ左ノ手ニ不移。所謂同ジ口ニ入ル物モ、咀方アリ呑方有。胡籬ノ矢モ、白羽アリ黒羽アリ。況ヤ同姓同人ト云共、他人ニ准ズル事ナシ。若吾氏人ノ中ニ、一人モ有愁歎者バ、吾社ヲ去テ虚空ニ住シテ、天下ニ種々ノ災ヲ可起トアレバ、所司神人トナレルヲバ、取分思食由アリ。有縁ノ衆生ヲ神氏トスト告玉フモタノモシ。（統群書本七〇頁上）

と記すところを、岩国本は、

右平等ノ大悲ハ一味ナレドモ、結縁ノ厚薄ニ依テ神助ニ領レリ。天平勝宝七年御託宣ニ、人ノ国ヨリハ吾国ノ人、人ノ人ヨリハ吾人、同姓同人ナリトモ他人ニ準ズベカラズ。人ト云ハ不信ノ人、吾人トハ吾ヲ信ズル人ナリ。

と簡潔に記しているが、これを所引の託宣に注目して見ると、諸本とほぼ同じものが『宮寺縁事抄』『八幡大菩薩御託宣』『八幡宇佐宮御託宣集』に見えており、そのことから岩国本の本文は諸本の形を改筆・摘記してなったものと推測されてくるのである（岩国本がもとの託宣から摘記し

た可能性もないわけではないが、そう考えるのは現実的ではない）。もう一つ例を挙げると、諸本が

当宮ノ西ノ方ノ檢校元命ト申シハ、金剛般若經一万卷転読ノ功ニ依テ、社務五代ヲ掌ル。兼清ハ西ノ方ノ檢校、カク宮寺ヲ思マ、ニ執行ヒケルヲ羨テ、三千部ノ法華経ヲ転読シテ、子孫繁昌ヲ祈リ申シ、カバ、西ノ方ハ衰ヘ失テ、兼清ノ末孫バカリ、大菩薩ノ御後見ヲ掌テ、交リ者イカナル末ノ世ナリトモ、他人加ル事アルベカラズト見ヘタリ。此兼清ノ嫡弟頼清別当ハ、一万卷ノ金剛般若ヲ宝前ニテ転読セシカバ、万卷ノ終リニ、経ノ軸ヨリ如意宝珠イデキ。其福子孫ニ及デ今ニヲトロヘズ。大菩薩ノ利生ハ、末ノ世ニ及ブ習ナリ。（仏法事。統群書本一〇一頁下）

とすると、岩国本は、

当宮西ノ方ノ檢校元命ト申者、金剛經一万卷転読ノ功ニ、社務職五代ヲ司ル。頼清別当、一万卷金剛般若経ヲ御宝前ニテ転読セシカバ、万卷ノ終ニ、経軸ヨリ如意宝珠出来ル。其福子孫ニ及ブ。

と記している。諸本では元命流に対して兼清・頼清流の繁栄が言祝がれていて記述の趣旨が明白であるが、岩国本ではただ両人の業績が併記されるばかりで、別当職をめぐる内部の事情が捨象された結果、元命と頼清の関係が分からなくなってしまう。

このように見て来ると、岩国本には本来的に古い姿を伝えるところと、後の志向に由来する略述的、抄出的な部分とが混在するものと考えられる。

以上、本稿では岩国本の特徴の指摘に終始したが、『八幡愚童訓』の場合、本文生成史のある段階において（一方で）略述志向が働いていたことは確かであり、今後は同じく略述的傾向を見せる乙類系「その他」の加賀市立図書館蔵聖藩文庫本や甲類系B類の吉田文庫本などにも注意を払いつつ、その位置づけについて考えていかなければならない。

注

- (1) 甲類の序は、仏法・王法の時間軸のもと、「十二ヶ度」に及ぶ兵乱史の中に承久の乱を位置づける慈光寺本『承久記』の序と通じるところがある。
- (2) 川添昭二氏は「同書の原形は異国降伏祈禱の報賽を期待（あるいは要求）したところに成立したもので」、「いってみれば『愚童訓』は異国降伏祈禱の軍忠状であった」と説かれている。「蒙古襲来と中世文学」日本歴史、第三〇二号、昭和四十八年七月。のち『中世文芸の地方史』所収。
- (3) 西田長男氏『群書解題』昭和三十七年四月。
- (4) 新城敏男氏「中世八幡信仰の一考察―八幡愚童訓の成立と性格―」日本歴史、第三二二号、昭和五十年二月。
- (5) 白崎八幡宮は、その『縁起』によれば、清繩左衛門尉良兼が建長二年（一二五〇）に都濃郡の遠石八幡宮を今津琵琶首に勧請した小社を、貞和四年（一三四八）に孫の弘中堂内兼胤が大社になして白崎山に遷したもので、明応五年（一四九六）兵火で焼失するが、同七年に宝殿を再建、文亀三年に「上棟遷宮」がなったという（『岩国市史』昭和四十五年十二月）。
- (6) 単に乙類と甲類を取り合わせて一具としたものなら、京都国立博物館阿刀家寄託本・洲本市炬口八幡神社本・宮内庁書陵部蔵柳原本等がある。
- (7) 阿部隆一氏『慶応義塾図書館蔵和漢書善本解題』昭和三十二年。
- (8) 是澤恭三氏「八幡愚童訓の諸本」かがみ、第一〇号、昭和四十一年二月。
- (9) 小野尚志氏『八幡愚童訓諸本研究 論考と資料』平成十三年九月。
- (10) この話は『能恵得業法師絵詞』にも見え、その絵詞も簡略であるが、岩国本の本文とは重ならない。
- (11) 小野氏に翻刻がある。「天理大学附属天理図書館吉田文庫蔵八幡宮愚童記（翻刻）―付・京都国立博物館蔵「八幡宮愚童訓」について―」国文学研究資料館紀要、第一三三号、昭和六十二年三月。

〔付記〕『八幡宮愚童訓』の閲覧に際しては岩国徴古館の御高配を賜りました。

また、本稿は平成十七年度科学研究費補助金による研究成果の一部です。

